ちとせ幼保園 BCP(事業継続計画)

社会福祉法人 陽明会 ちとせ幼 保 園

一ちとせ幼保園 BCP(事業継続計画)もくじー

1 基本方針

- (1) 目的
- (2) 災害発生時の初期対応
- (3) 適用範囲
- 2 災害時役割分担
- 3 災害発生時の行動
 - (1) 保育中に地震が発生(震度5以上)
 - (2) 保育中に火災が発生
 - (3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪が発生
 - (4) 保育中に河川の氾濫が発生
 - (5) 保育中に J アラートが発生
 - (6) AED について
 - (7) トイレの利用について
 - (8) 給食の提供について
 - (9) ライフラインの確認について
 - (10) 開園時間外に災害が発生
- 4 事業継続にむけて
- 5 災害対応一覧表

1 基本方針

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、本園の利用者(園児・保護者・関係者)及び職員の命を守ることを最優先事項とし、次に施設の状況確認後速やかに保育の継続又は早期再開することを目的とする

(2) 災害発生時の初期対応

- (ア) 利用者・職員及び関係者の安全確保を最優先とする
- (イ) 施設長は、児童の保護者が迎えに来るまで安全に保育し、職員も安全に帰宅させる
- (ウ) 施設及び設備の安全を確認し、速やかに保育を再開する。速やかに再開できない状況場合は1カ月以内の復旧を目指す

(3) 適用範囲

本計画は、ちとせ幼保園に対して適用する

2 災害時役割分担 ※担当が不在の場合は、経験豊富な職員が臨機応変に役割を代行する 災害(地震・大雨・洪水・台風・津波・火災・土砂など)発生時の役割

主な役割		役 職
災害状況確認	市役所担当課へ	園 長
	PC・スマホ等での情報収集	副園長
施設の被害状況確認	施設内	園 長
	施設外·園庭·駐車場	副園長
保育継続、避難所への避難、休園、降園	判断	園 長
	連絡	主幹保育
市役所担当課へ被災状況の報告		園 長
園内放送で園児・職員へ避難指示		主幹保育
園児・職員の避難誘導・確認		副園長
園児・職員の被災状況・人数の確認		副園長
園長へ状況報告		副園長
園児の安全確保		主幹保育

3 災害発生時の行動

- (1) 保育中に地震が発生(震度5以上)
 - (ア) 揺れを感じた瞬間に園児を安全な場所に誘導し、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢をとるよう指示する。保育室の扉を開けるなど避難経路を確保し、落下物等周囲の状況を確認しながら、園児がパニックにならないよう落ち着いた言動で声がけを行う





- (イ) 揺れが収まったら園内放送に従い、ホールもしくは延滞へ避難、人数を確認し状況確認に きた担当者に報告する。余震に十分気を配る。
 - ※園庭にいた場合→避難指示された場所へ避難し、人数確認
 - ※散歩中の場合→保育者(正職員もしくは経験豊富者)の判断で安全な場所に避難し人数確認→揺れが収まったら園に電話で状況報告し(繋がらない場合は次のフェーズへ移行)、道路の亀裂や頭上の落下物に注意を払い安全を確保しながら帰園し、人数確認・報告をする
- (ウ) 園長は津波警報・注意報の確認を行い、警報・注意報が発令された場合はホールで待機か2階に避難するか判断する。同時に地震による火災が起きていないか確認し、火災が起きた場合は弘前聾学校(第1避難所)もしくは千年交流センター(第2避難所)へ速やかに避難する
- (工) 園長は被害を確認し、保育の継続か保護者に迎えを依頼するか判断する
- (オ) 余震を警戒し安全な部屋で合同保育を行い、二次被害が起きないように備える
- (力) 保護者が迎えに来るまで園児の安全を確保して保育を行う

帰宅困難な状況になり、連絡がこない園児に関しては、迎えが来るまで保育を行う。その際、迎えが来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断は、園長及び副園長及び主幹保育 教諭で行う

- (キ) 翌日の保育は園の状況を見て判断し、一斉メールを送信する。停電により送信できない場合は、玄関に貼紙し内容を知らせる
 - ・施設の被害が少なく、電気・ガス・水道のライフラインが生きている場合は通常保育
 - ・施設の被害は少ないが、電気使用不可→季節によるが短縮保育を検討する
 - ・ // 、水道使用不可→飲料・手洗い・トイレが使用不可のため休園
 - ・施設の被害が大きく、ライフラインが全滅→保育が可能になるまで休園
- (ク) 保育の再開は、一斉メールで送信する
- (ケ) 震度5弱未満の場合は、津波速報や周囲の状況を確認し必要に応じた行動をとる

(2) 保育中に火災が発生

- (ア) 火元を特定し、出来るだけ火元から遠い経路で速やかに弘前聾学校(第一避難所)へ避難 させる。同時に消防署へ通報する。地震後の火災は避難経路が通れなかったり落下物が あったりするので安全を確保して避難する
- (イ) 初期消火担当が消火器で消火できる場合は速やかに消火する。火の勢いが強い場合(火柱がおおよそ1mになった場合)は無理せずドアを閉めて避難する。避難後、園長へ消火の有無を報告する
- (ウ) 消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで園内へ戻らない
- (3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪により警報が発令
 - (ア) あらかじめ大型台風や大雨の予想ができる場合は、休園を市と協議する
 - (イ) カーテンを閉め、園児を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させる
 - (ウ) 園長は警報内容を確認し警報レベル3以上の場合、一斉メールにて保護者へ迎えを依頼 する。保護者の所在地から本園までの道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪などに注意 し、安全を確保してから迎えに来てもらう
 - (エ) 保護者の帰宅困難等により迎えが来ない園児は、迎えが来るまで園で待機
 - (オ) 市役所担当課(0172-35-1131)へ被災状況を報告する

(4) 保育中に津波・河川の氾濫警報が発令

- (ア) テレビ・ラジオ・SNS 等で災害情報を常に確認し、警戒レベル3以上で保護者へ一斉メール(もしくは、緊急連絡先へ電話)で迎えの依頼をする
- (イ) 災害情報と警戒レベルを常に確認し、園で待機する
- (ウ) 職員は、電気・水道・ガスの状況を確認し、備蓄品を確認し、断水に備え水を汲み置く
- (エ) 園内への浸水、土砂災害のリスクは少ないものの、状況確認を常に行いつつ、子ども達が 安心できる雰囲気づくりをしながら、迎えが来るまで保育を行う
- (オ) 保育が夜間に及ぶ場合は、子ども達を午睡用の布団で寝せ、保護者の迎えを待つ。夜間 の移動が危険な場合には、保護者へ無理をせず夜明けを待って迎えに来るよう伝える
- (カ) 自力での避難が難しい場合は消防署もしくは市役所担当課(0172-35-1131)へ救助 要請を行う

(5) 保育中に J アラートが発生

- (ア) 保育室で保育中の場合はホール中央部へ避難し、窓のカーテンを閉め、窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御姿勢をとる
- (イ) 園庭で保育中の場合は、速やかにホールに避難し(ア)と同じ行動をとる
- (ウ) 園外保育(散歩)中の場合は、近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は、 園名を伝え避難する事の了承を得る
- (工) 園外保育(散歩)中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える 防御態勢をとる
- (オ) 上記、(ウ)(エ)については、安全を確認したら速やかに本園に電話し状況を伝える

(6) AED について

- (ア) 心配が停止した園児及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報と AED(※玄関ホールに設置)を借りてくることを指示する。発見した職員は、AED 到着まで心臓マッサージを休みなく交代で行う
- (イ) AED が到着したら、機械アナウンスの指示に従って救命活動を行う。なお、一人では行わず、必ず2人以上で行う

(ウ) 救急車が到着するまで心臓マッサージを継続する

(7) トイレの利用について

- (ア) 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、管理組合と連絡を取り、洪水状況を確認してから使用する
- (イ) 断水の場合は、使用するトイレを限定し、小便は数回分まとめて流し、大便はバケツ1杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる
- (ウ) 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴層やバケツ、空のペットボトルなど に水を溜めておく

(8) 給食の提供について

- (ア) 管理栄養士に、給食やおやつの提供状況を確認する(食材の在庫状況、今後の納品状況)
- (イ) 非常食の備蓄管理を定期的に行い、必要に応じて補充するなどして備えておく

(9) ライフラインの確認について

- (ア) 災害時、電気・ガス・水道の使用可能か速やかに確認する。使用できない場合は、それぞれの事業所へ連絡し確認をする
- (イ) 電気は、非常用発電機(ガソリン式、太陽光発電式)により、最低限の供給は可能だが、通 常保育を行うことは不可。停電時は、各保育室・廊下の非常照明等が点灯する

(10) 開園時間外に災害が発生

- (ア) 職員は地震の安全を確保後、安否確認を園の LINE グループで報告する
- (イ) 園長と副園長と主幹は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害 状況確認後、保育継続の有無を職員へ LINE で報告し、保護者へ一斉メールで送信す
- (ウ) 園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する
- (工) 警戒レベル3以上の場合は安全な場所で待機し、警戒レベル2以下になるまで登園しないよう保護者へ一斉メールを送信する

4 事業継続に向けて

- (1) 施設の被害状況を確認し、警戒レベル2以下で全てのライフラインが生きている場合は通常保育を行う
- (2) 施設の安全が確保されない場合は保育を行わず、状況を市役所担当課(0172-35-1131)に報告する
- (3) 市役所担当課と相談して代替保育の場所を借りられる場合は、必要な保育材料を運び代 替保育の準備を進め、その後代替保育班(主幹中心)と施設復旧班(副園長中心)に分かれ て業務を行う。なお、班編成は職員のモチベーションを考慮し、定期的に行う
- (4) 災害後に提供する保育の内容を職員会議で決定し、全員が保育内容を把握した状態で勤め、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気をつくっていく
- (5) 園での保育の有無や代替保育場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へ 一斉メールを送信、ホームページで発信、本園玄関に貼紙をして周知を図る
- (6) 代替保育は保育できる子どもの数に限りがある場合があるので、医療従事者などどうしても出勤しなくてはならない家庭のお子さんを優先して預かる。また、受け入れきれない場合は、市役所担当課へ連絡をし、近隣の他施設や一時預かりを行っている施設に協力を求める
- (7) 給食は、①調理室が使用可能な場合、出来る限りの調理を行う、②調理室が使用できない場合、別の場所で調理した給食や弁当を提供、③給食の提供が困難な場合、保護者に弁当持参をお願いする、④給食の提供が困難な場合、外食業者に外注をし提供、の中から協議して決める
- (8) 災害後72時間以内に1回は職員に休日を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神 的に不安定な場合は無理をさせず、落ち着くまで休日を与える

5 災害対応一覧表

(1) 地震

落下物、被害なし	園内に待機
倒壊の危険性あり	園庭又は弘前聾学校(第一避難所)に避難
火災発生	火災確認後速やかに園庭又は弘前聾学校に避難

(2) 火災

園舎内での火災	園庭又は弘前聾学校(第一避難所)に避難
園舎付近・近隣での火災	園内に待機又は弘前聾学校(第一避難所)に避難

(3) 台風·竜巻

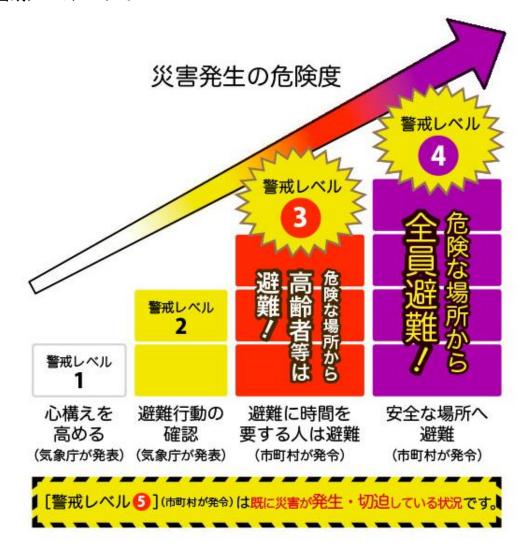
窓から離れた場所に移動	警戒レベル3で保護者	へ迎えを依頼
窓ガラスが破損し危険な状況	保護者に迎えの依頼	市役所へ相談

(4) 河川の氾濫

警戒レベル2で保護者へ災害状況メール送信	天気予報・河川の状況確認
警戒レベル3で保護者へ迎え依頼メール	天気予報・河川の状況確認
冠水して避難できない場合は施設に待機	ライフライン確認、非常食の準備

(5) Jアラート

園内	ホールへ避難	カーテンを閉め、窓から離れて防御姿勢
園外	頑丈な建物か物陰に避難	窓から離れて防御姿勢





警戒レベル

避難行動等

避難情報等



危

険

度

警戒レベル

5

命の危険 直ちに安全確保! 既に<u>災害が発生・切迫</u> している状況です。

命が危険ですので、 直ちに身の安全を確保 しましょう。

緊急安全確保 (市町村が発令)

※市町村が災害の状況を確実に 把握できるものではない等の 理由から、警戒レベル5は 必ず発令される情報では ありません。

<警戒レベル4までに必ず避難!>

警戒レベル

4

危険な場所から全員避難

災害が発生する危険が 高まっています。

速やかに危険な場所から 避難先へ避難しましょう。 避難指示 (市町村が発令)

※避難指示は、令和3年の 災対法改正以前の避難勧告の タイミングで発令されます。

警戒レベル

3

^{危険な場所から} 高齢者等は 避難 避難に時間を要する人 (ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその 支援者は危険な場所から 避難をしましょう。その 他の人は、避難の準備を 整えましょう。

高齢者等避難 (市町村が発令)

警戒レベル

2

避難に備え、ハザードマップ等により、自らの<u>避難</u> 行動を確認しましょう。 洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)

警戒レベル

1

災害への心構えを高めま しょう。

早期注意情報 (気象庁が発表)

低